

会議録(要旨)

- 1 会議名 令和4年度第2回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 附属機関
- 3 議題 ・令和4年度北九州市障害児・者等実態調査について
・(次期)北九州市障害者支援計画の策定について
- 4 開催日時 令和5年2月22日(水)
18時30分～20時00分
- 5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室
(北九州市小倉北区域内1-1)

6 出席者氏名

【委員】(50音順、敬称略)

伊野委員、今村委員、榎委員、小橋委員、柴田委員、白川委員、
高橋委員、田中委員、中村(貴志)委員(会長)、久森委員、本城委員、
民田委員、森委員、八尋委員、山田委員(計15名)

【事務局】

保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、指定指導担当課長、
精神保健・地域移行推進課長 等

7 会議経過(発言内容)

(1) 令和4年度北九州市障害児・者等実態調査について

■聴き取り調査について

- 資料1の3ページの調査員による聴き取り調査で、「施設の設備や備品の改善」と「支援時間が少ない」とあるが、「施設の設備や備品の改善」はどのように改善しようとしているのか。また、「支援時間が少ない」と書かれてあるが「支援時間」をどうやって増やそうと考えているのかを聞きたい。

(事務局)

聴き取り調査は施設の職員の方が、障害福祉サービスを提供している施設の利用者に聴き取ったものであり、ここに書かせていただいているものは主なものをいくつか記入させていただいている。

調査報告書の最終版には全て聴き取った内容を記載しており、他の方の意見と見比べ内容を吟味しながら、具体的なところを詰めて対応を考えていきたい。

■難病患者に対する調査について

- 前の会議で聴き取り調査の対象者に身体障害者手帳等を持たない難病の方も対象に加えてほしいということで意見したが、今回対象となっていない。

障害者総合支援法では制度の谷間を埋めるべく障害者に難病を加えるということになっているが、難病というのは別枠で策定されていた時に比べると逆に今埋もれてしまっていていっているのではないかという不安感を持っている。

谷間の方、支援が行き届いていない方を拾うためには、レアケースの把握というのが必要になってくるのではないかと思う。手帳のない難病の方の聴き取り調査というのも是非行ってほしいと思うが、今回の聴き取り調査は、サービスの質の評価という側面が目的とされているようなので、サービスを受けられている方に行われていたようだが、実際は、サービスにたどり着けていない人の実態を把握する必要があるのではないかと思う。今後策定に至るまでにどのように谷間の方の把握というのをやっていくのか、お聞きしたい。

(事務局)

平成28年に実施した調査ではサービスを受けている方で難病の方がすごく少なかったという実態があった。郵送調査では難病の方も調査しており、こちらの方は質問が大変多く、細かくアンケート調査をしている。

聴き取り調査はかなり質問を絞った形の調査で、主に聴き取りしないと回答が困難であるという方を想定しているため、今回難病の方を入れていない。

次回以降、どんな形で難病の方に聴き取り調査をしていけるのか、施設に委託して実施しているので、その施設等に難病患者の方が実際にいるのかも含めて検討していきたい。

それからレアケースになっている方、サービスにたどり着いていない方をどう把握していくについて、今回の実態調査については、これから深堀できることはこの調査結果からしか導きだせることしかないが、他の協議会なども活用しながらいろんなところで団体の方の意見を聴いていきたいと考えている。そういった場で我々が把握していない問題点等を教えていただければ、計画にどう反映させていけるのか考えていきたい。

実態調査の結果については難病患者の方々からも回答をいただいているので、まずはそこをみんなで一緒にしっかり読み解きしていきたいと思っている。

例えば今日配られた資料の中でも、コロナになって精神的な負担が増したというような声が色濃く出ていると思う。そういった声というのはこの調査だけでも拾えているというふうに思っており、そこは丁寧に読み解いていきたいと思う。

加えて、難病対策についても難病対策の協議会のなかで、障害者施策の部分についても協力して意見交換をするような機会を是非工夫していきたいと考えている。

■発達障害のある人の調査対象者数について

- 発達障害の調査する対象人数が当初300人位の設定だったと思うが、結果的に153人と、母数が少ないのではという感覚を持っている。平成28年のときも似たり寄ったりの調査対象人数であった。なかでも発達障害の成人の人に対しての調査が薄いような感じがしている。

今後またこういう調査があるかと思うが、発達障害自体は人数的にはかなりの方がおられると思うので、今後のニーズなどを把握していくときには考えていただきたい。

(事務局)

当初300名程度の方にお問い合わせする予定で、発達障害の団体の方や小中学校の特別支援学級に通っているご父兄の方にご協力をお願いをして、協力いただける方に調査票を郵送した次第である。もう少し多くの方にご回答いただければ良かったが、周知の期間が短かったこともあり調査人数153名という結果になった。

一方で、別に身体障害の手帳所持者の方や療育手帳の所持者の方などへの調査票についても、発達障害と診断されているかというような問いを設けており、他の障害種別の調査票ではあるが、質問も重複しているところが多くある。その分で発達障害であるにご回答いただいた方の集計は可能と思っているので、計画を策定するときにはこちらの方のクロス集計を使いながら考えていきたい。

次回同じような調査をする時には、最初から成人の方はどういった形で調査にご協力いただくかご相談させていただきながら取り組んでいきたい。

■学校における差別解消の取り組みについて

- 郵送による調査の中の(ク)障害のある人の人権や差別問題で、差別解消のための必要な取組として「学校の授業などで福祉の学習をする」が一番多いということが書かれているが、先ほどの市政モニターのところでもあったが、知的障害の方の割合が高いということを知った。やはり知的障害というのは、障害がなかなかわかりにくい障害だと私は思っている。その中で学校の授業などで福祉の学

習をすると書かれているが、どういう形で知的障害を子どもたちにわかるように説明しているのか、どういう取り組みをされているのか伺いたい。

(事務局)

特別支援学校の方でも人権に関する学習を子どもたちに理解しやすい教材で行っている。また、通常の学級と知的の特別支援学級で理解啓発という形で事業を設定しながら、学級の先生が通常の学級の授業、理解啓発という形で行ったり交流を行ったりするなど、いろいろな活動をしなが、子どもたちの実態に合わせて進めている。

- 一番大事なところは、普通の学校に通っている子どもさんたちと障害のある子どもたちとの交流であると考えている。送迎があつたりしてなかなか地域の中で障害のある子どもを見かけないという実態もあるし、一般の学校の子も達にしっかり知的障害というものを教えていただきたいと思う。

(事務局)

障害者差別解消の協議については障害者差別解消支援協議会があり、そちらの方でも今後の普及啓発をどうしていったらいいのかということ、部会を設けて議論を集中的にやっているところである。子どもに関してやいろいろなターゲット別に、若者だとか当事者に対してどう啓発していったらよいか、そういった部会を設けて協議しているところで、令和6年6月までに障害者差別解消法が改正されて施行される見込みとなっているので、それに向けて我々の方でも啓発に取り組んでいきたいと考えている。

- 現実的にやはりこの障害者差別解消法をどう伝えていくかということが大きな課題だろうと思う。差別解消法が平成28年に施行されてから、その後少し改正され、今後、また大きな改正があるので、市の条例としてどのように整合性を持っていくかというのが大きな課題だと考える。ちょっと早めに何らかの対策がとれないか、今から進めていきたいと思う。

■精神障害のある人の暮らしについて

- お願いしたいのは、新たに分析し直す場合について重複障害の分については、重複したのを足し合わせたところで集計した分を見てみたいというのが、それと資料については、協議会開催の前週の金曜日には届くようにしてもらいたい。そして、「資料1-1」の16ページにある、入院中の精神障害の方の退院後は一人暮らしを希望している人が半数、4ページに一人で暮らしている精神障害の人は32.3%で、家族と暮らしている人は54.4%。これが12ページだ

と新型コロナウイルス感染症の影響についてのところで、「精神的な負担が増加した」と約半数が答えている。要は本来一人暮らしが希望だが、家族と暮らしているので、4ページの文章にあるとおり「家族との関係性が悪化する問題も引き起こしかねず、コロナ後の相談支援や生活支援の際に慎重な配慮が求められています」ということになると思うので、要は、一人暮らしをしたいけど家族と一緒に暮らすため、QOL（生活の質）が下がっているということもあるのではないかと思う。

(事務局)

特に12ページのコロナの影響というのは精神障害の方は非常にほかの障害の方よりも大きいのかなというのは見て取れる。この調査以外で一般的にやはり一人暮らしをしたいと希望される方は多分多いかと思うが、実際にお金の問題だったりとか通院のところや不安定さとかもあったりするので、ご本人の希望と実際がなかなか合わずに家族の方と一緒にいるということもあるかと思う。ただ、この調査だけでそれをはっきり言えるのかどうかは今の時点では判断しかねるところである。

- 集計の方を見直すという、重複した分をトータルでやるということはどうなりますか。

(事務局)

どこまでできるか分からないが検討してみる。

- トータルした延べ人数で集計していただきたいという要望ですができませんか。

(事務局)

全ての重複しているデータを使って出していくとなると報告書が二つできてしまう形になるので、どこまでできるか分からないが検討してみたい。

■身体障害の回収された調査票の障害種別のバランスについて

- 身体障害は種別が多くて、この調査にかけるときにはその種別を網羅しているのかと思うが、回収数の中で種別のバランスが取れていたのかどうか、また調査委員による聞き取り調査の中の25人というのも種別のバランスがとれていたのかというのを確認したい。

(事務局)

まず郵送調査だが、基本的に障害種別というわけではなくて、身体障害の手帳をお持ちの方を対象に無作為抽出を行った。もうひとつの聞き取り調査の25名は、聞き取り調査を委託した事業所に施設の種類、一つの施設だけで25人聞くのではなくいろんな施設で聞いてもらうという条件を付けて実施した。そのため、障害種別でバランスをとるという形ではなく、聞き取り調査は、ある施設だけで25人終わらせるのではなくて、ある施設に偏るのではなく複数の施設でバランスを取るよう形で実施した。

- やはり障害種別によって困り事が全然違ってくると思うので、そのあたりの意見を拾って欲しい。

■家庭での介護の負担軽減について

- 「資料1-1」の10ページで、「主な介助者が不在の時に介助は」という問いで、精神障害のある人だけが「必要だがいない」、その他の障害種別は「その他親族や友人」が最も多くなっている。家族と同居している人の場合は、家庭での介護者の高齢化を考え合わせるとADL及びIADLの自立度に関わらず、その負担が大きくなっていることが推測できます。」と書かれてあるが、もっと介護施設を増やすことやヘルパーの方の人数を増やせたらどうかと思うのですが、どうか。

(事務局)

精神障害をお持ちの方の家庭でのヘルパーということで、障害福祉サービスは居宅介護とかご自宅で利用できるサービスもあるので、もしお困りの方がいれば相談していただいて、そのようなサービスも受けられるのでご利用を検討してもらえたらと考える。

(2) (次期) 北九州市障害者支援計画の策定について

■インクルーシブ教育と障害のある子どもの就労について

- 「資料2-2」の番号4と5を見たが、番号4に関しては、ある子どもは小学校のときに自閉症で支援学級に行っていて、ただし5年生の時は通常学級の方に交流で行っていて通常学級にいた。6年生の時は通常学級に戻り、それから中学1年生のときに支援学級に行かないかとスクールカウンセラーから言われて、インクルーシブから外されそうになったそうです。本人は鉄道が大好きで東京にある昭和鉄道高校に行きたいという希望があり、無事合格したそう。通常学級のままずっと行きたいという希望を本人が貫いたから行けたようなところもあると思う。また、学校や塾の先生などの尽力があってそこまでたどり着けたと聞いている。進学は本人の人生がかかっている。そこのところを、インクルーシブの

推進は、教育の現場まで行き届いているのか、行き届いていないとするならどう改善していくかというのが知りたい。

それと就労だが、新卒、特に高卒とか大卒とかも一緒であるが、新卒の場合に支援機関で就労支援とか受けた人でないと企業が採用しないというようなことが、大企業では特にあると聞いている。支援機関のそのような情報は、特別支援学校などは生徒に伝わっていると思うが、普通の高校の生徒は知らないと思う。そのため、そのような情報をどうやって知らせていくか、どうやって繋げていくか、例えば、新卒就職に向けた支援機関はどのようなものがあるのかということ、もしないのであればどうやって作っていくのかということが気になった。計画で確認したいと思う。

(事務局)

インクルーシブシステムについて、教育委員会でも、それぞれのニーズがあるということも把握している。その中でそのニーズに合わせて、実態に合わせて適切な学びの場で学ぶことができるように整備を進めている。その中でも特別支援学級の新設、増級を行っているが、通常の学級で言えば、通級による指導について、小学校では今までは子どもたちが先生の方に通っていかなければいけなかったところを、先生たちが巡回をするという形を令和3年度から取るようにしている。令和5年度からは中学校の方にもそれを導入していくため、整備を進めている。特別支援教育課だけではなくて、特別支援普及相談センターも学びの場についてしっかり就学相談等を行いながら、保護者ともしっかり話し合いをしていきながら、適切な学びの場ということを進めていきたいと思っている。今整備をしているところなので、今後もニーズを把握しながら進めていきたい。

(事務局)

就労支援のところで、障害者仕事サポートセンターを国と県と共同で運営しており、発達障害に関わる相談というのは近年増えてきている。令和3年度では653件で増加傾向になっており、企業に入ってから相談はあり、入る前にも相談がある。現在取り組んでいるところでは、特別支援教育を受けている方の就職支援については、特別支援学校と一緒に、例えば親御さんと一緒に就職するときはどういったことが必要なのかとか、あるいは、ある企業を訪問して体験してもらうようなことはやっている。通常学校についてはそこまでの取り組みがないところが現実である。もちろん相談してもらえれば、就職の支援や不安な点は一緒に考えていけると思う。大企業への働きかけとか、支援機関がないと出来ないというところは、大企業の方は入ってからいろいろとトラブルがあるからというところで支援の方に特性を知りたいというところだと思うが、相談してもらえれば仕事サポートセンター、福岡障害者就労センターもある。ハローワークでもいろ

いろ支援をしているので、そういった連携機関と一緒に通常の学校に対しても、アプローチはなかなか難しいかもしれないが、相談してもらえればそういった支援には繋げていけるのではないかと思っている。

- 通常は学校に通っている発達障害の人たちというのは非常に多いので、そういう人たちにとって実効性のある取り組みが今度の新たな計画の中で作っていただければと思う。
- ちなみに大学の方においても、実はこの就労支援を行っている事業所と連携を図るということについては少しずつ進めているという状況があり何かあった時に情報提供できればと思う。
- 今の就労の問題についての追加だが、難病の場合も同じような問題があって、通常学級に通ってけれども病気を治療しながらという方が多くて、「資料1-1」実態調査の中で28ページに学校のことが書いてあり、「学校での困りごと」の問いに対して、「特に困っていることはない」と回答した人の割合は難病が多くなっている。これは実態を示していると思う。実際に働こうとする時に、今まで特に困ったことはないけども、難病があるがゆえに雇ってもらえないという状況は本当に沢山聞くとするが、そこで初めて問題に気付く。そうなった時はもう自分は学校を卒業してしまっており、何をどこにどうやったらいいか分からなくて、困って何回もチャレンジするけど失敗して就労支援というのがあると気が付いて、そこに行く。その時には新卒を逃してしまっているというような状況もあるので、やはり高校においても、大学においても保健室、保健養護教員とか健康管理室とかそういうところと連携を取って就職の部分でのこういうサポートがあるよというような情報提供を行われるようなところも含めて計画の中に盛り込んでほしいと思う。

■他の計画との関連性について

- 今回の計画策定にあたっての確認です。実態調査の結果でも一部出ており、それから国の障害児福祉計画でも過疎地域の交通網の話で、このあたりの自動化に取り組むと書いてありますが、かなり北九州の状況からするとバスの減便だとか駅の無人化とか急務な課題の状態が出ている状態である。これに対して交通戦略だとか地域福祉計画だとかそのあたりが変化対応できるのかというところで、ちょうど障害福祉計画の方は6年度でちょうど良い期間だが、地域計画の方はもう策定されて3年で、改定が令和7年度の改定となっている。うまく組み合わせて、いきなり見直しができるかどうかについて確認したい。

(事務局)

他の計画の見直しができるかというのはもちろん確認するが、一応今回の障害者支援計画に関しては、国の指針や皆さんご意見を伺いながら策定していくことになるので他の計画に定めていないからといって、障害者支援計画に定められないとかいうことはない。ただし整合性はもちろん取っていくことは必要なので、交通環境の整備とかも計画の中身も織り込む形になっておりますし、次回の協議会からは会議のメンバーとして関係部局には参加してもらうよう考えているので、特にこの計画に定めていないから他の計画に定められないということはない。ただし、整合性は取っていく必要がある。

(事務局)

先ほどの行政の計画は、分野ごとに、計画期間も策定期間も異なっており、ずれていく。障害の関係の計画を策定する場合はそこに関連する分野だけで作っていくのではなくて、予算の裏付けも必要になってくる、施策のそれぞれの展開を精通する必要があるということで、それぞれしっかりとやり取りしながら行政計画を作っていくことになる。そういう仕組みになっているので、計画に盛り込む以上はしっかりと施策として担保できるように行政として取り組んできたつもりですし、今後もそうやっていく考えである。

- 今までどちらかというとバリアフリー化の進捗だとかの進捗率はあるが、交通の減便の実態というのは一切報告があがってこなかったから、その点については是非、検討をお願いしたい。

■差別解消に関する障害のある人の活動について

- 「資料1-1」の57ページに、差別解消のために必要な取り組みが書かれてあり、障害当事者の話になるが前まで当事者の方で穴生学舎という施設に行っ、自分はどんな人生を送っていたかというのを話す機会があり、依頼を受けて自分たちが続けている。去年の終わりごろに今度YouTubeにあげて、もっと障害者のことを理解してもらおうという活動を始めて、また、例えば大学の方に自分たちで依頼して行かせてもらって発表する機会とかを作ろうという話になって、今日がその日で、自分は協議会に来たので参加できないが、今日はメンバーの人たちはYouTubeについての勉強をして、その後にYouTubeで、みんなで参加して依頼を受けてくれる学校を探そうという取り組みをしていたので、個人的な意見としては差別をする人がこの世の中から一人でも多くいなくなしてほしいなと思っているが、多分そうはいかないこともあるかもしれないが少しずつ進んでいきたいなとメンバー全員思っているの、報告させてもらった。

- 折角の活動なので、YouTube だけではなくて TikTok を使った方がよいのではないか。TikTok の方が若い世代に結構人気である。
- TikTok という意見も出たが、メンバーで話し合った結果、YouTube の方が伝わるのではないかという意見になってしまって、結局それで決まってしまいました。
- 別に両方やってもいいと思う。

(事務局)

障害者差別解消支援地域協議会でもターゲットを絞った啓発をしていかないといけないということで、委員の方からも YouTube だとか SNS だとか、そういったものを活用していこうということ意見をいただいた。まさにこういったところも検討していけたらと思う。YouTube とか発信していけたらと思うので、その際はよろしくお願ひしたい。

- 災害時避難情報の提供というところでは、どのような内容なのか聞きたい。

(事務局)

障害の当事者の方に対しての例としては、例えば LINE を通じた防災情報の提供であるとか登録制のメールだとかそういったことは、障害福祉部ではありませんが危機管理室等が情報提供している。

- 避難のことでは、私は戸畑に住んでいますが、戸畑区役所で手続きをしたような気がするけれども、その時に連絡が来たりするのかなと思ったりしているが、今、特別にひどい災害はないからそういうことは利用していませんがどうなっているのかとお尋ねした。

(事務局)

登録をしたけどメールが届かないというわけではないということでよろしいですか。もし、登録の手続きで不備がございましたらお問い合わせいただければ状況が分かるかと思う。

- そうではなくて、まだ災害の状況になっていないから。登録はしている。

(事務局)

登録の関係で確認したいことがあるということであれば、我々の方にお問い合わせ
わせいただければ、我々から危機管理室に確認しても構いませんが。

(3) その他

- 年末に障害者向けの福祉に関する東ね法案の改正があつて、その中で精神保健
福祉法の改正の中で医療保護入院の中に市町村長の一任で医療保護入院が可能
になった。私にとっては改悪ではないか思っているが、そういう法改正が行われ、
北九州市でも市長が医療保護入院について判断をくださうような方針が今後出て
くるかどうかというのが気になっている。

(事務局)

精神保健福祉法が改正になることに合わせて、市独自でということはないので、
法律の改正に合わせて全国一律で同じような判断基準でやっていくことになる
と思う。今でも家族のいない方の場合で市町村の同意というのがありますので、
その対象のところ少し変わってくるという改正にはなる。またこういったの
も、変わった部分につきましてはいろいろな形で情報発信をさせていただこうと思
っている。

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------------|
| 8 | そ の 他 | 傍聴者 2 名 |
| 9 | 問い合わせ先 | 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係
電話番号 093-582-2453 |